



プレスリリース

No. 084 (2018. 2. 20)

法人名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団

代表者名：理事長 山本敏博

健康経営優良法人認定制度 大規模法人部門「ホワイト 500」 社会福祉法人として「初」認定されました！

社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下聖隷）〔本部所在地：静岡県浜松市・理事長 山本敏博〕は、2018年2月20日付けで経済産業省が2016年に創設した認定制度「健康経営優良法人」の大規模法人部門「ホワイト 500」※1に認定されました。社会福祉法人としては初の認定となります。

今回の調査では、「制度・施策実行」の項目において、同業種平均と比較し、特に高い評価値をいただきました。医療・福祉業種の強みを活かした「健康増進に寄与する予防施策」や、「仕事と病気の両立支援体制」、「保険者との良好な連携」が今回の結果につながったのだと考えています。

聖隷は以前から健康経営※2を推進し、職員および家族の健康増進支援への更なる取組みを行うため、2017年9月に「聖隷健康経営宣言」を策定し、重要施策として、以下の3点を掲げています。

- 生活習慣病などの疾病の高リスク者に対する重症化予防
- メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患の早期発見・対応
- 労働時間の適正化、ワークライフバランスの確保

特に「生活習慣病などの疾病の高リスク者に対する重症化予防」の施策では、一般定期健診受診率100%と再検査受診率100%の実現のために、健康経営推進委員会を組織し全社的に強化をしています。

聖隷は、今後も聖隷健康保健組合と協力し、職員とその家族の自発的な健康維持増進活動に対する支援と組織的な健康づくりを推進し、職員が健康でいきいきと働ける組織づくりに努めていきます。

※1 ホワイト 500・・・経済産業省が創設した、優良な健康経営を実践している企業や団体を顕彰、認定、公表している認定制度「健康経営優良法人」のうち、規模の大きい企業や医療法人を対象とした大規模法人部門の認定法人を指す愛称。ホワイト 500 認定に向けての取組みが「職員の更なる生産性向上や健康増進」となり、認定されることで「事業団のイメージアップやそれに付随した優秀な人材の確保」につながることが期待される。

※2 健康経営・・・特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 法人本部 総務部 労務課

担当：黒柳景太 電話：053-546-0100（月～金曜日／9:00～17:00）

【聖隷福祉事業団について】

聖隷福祉事業団は、結核が死にいたる病として恐れられていた昭和初期の時代に、ひとりの結核を患う青年をお世話することから始まりました。現在、聖隷福祉事業団は「医療・保健・福祉・介護サービスを柱とする総合的なヒューマンサービス」を提供する複合体へと進化しています。

創業者から受け継いだ「社会が必要とする事業ならば、制度がなくてもやらねばならない」という精神のもと、私たちはこれからもチャレンジを続けていきます

